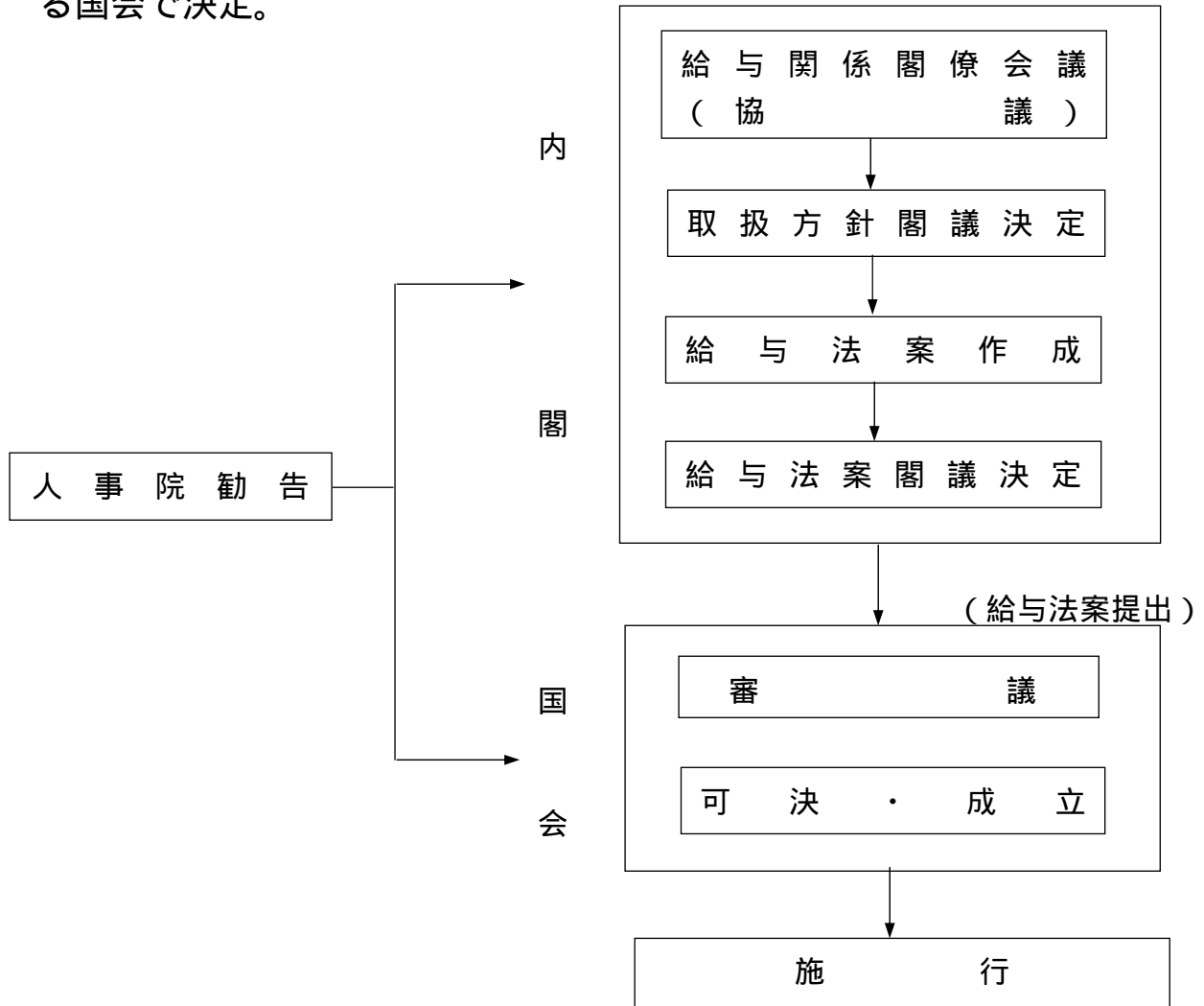


給与改定の手順について

非現業国家公務員の給与改定の手順

国家公務員の給与改定に当たっては、政府は、人事院勧告制度を尊重する基本姿勢に立って、国政全般との関連につき検討の上方針を決定。

国家公務員の給与は、最終的には、法律として国民の代表で構成される国会で決定。



公務員の分類に応じた給与制度の主な特例

(1) 外務職員

在外公館に勤務する外務職員には、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」により、外務職員の駐在国における体面を保つなどのため、在勤基本手当等が、一般職給与法に基づき支給される給与にあわせて支給。

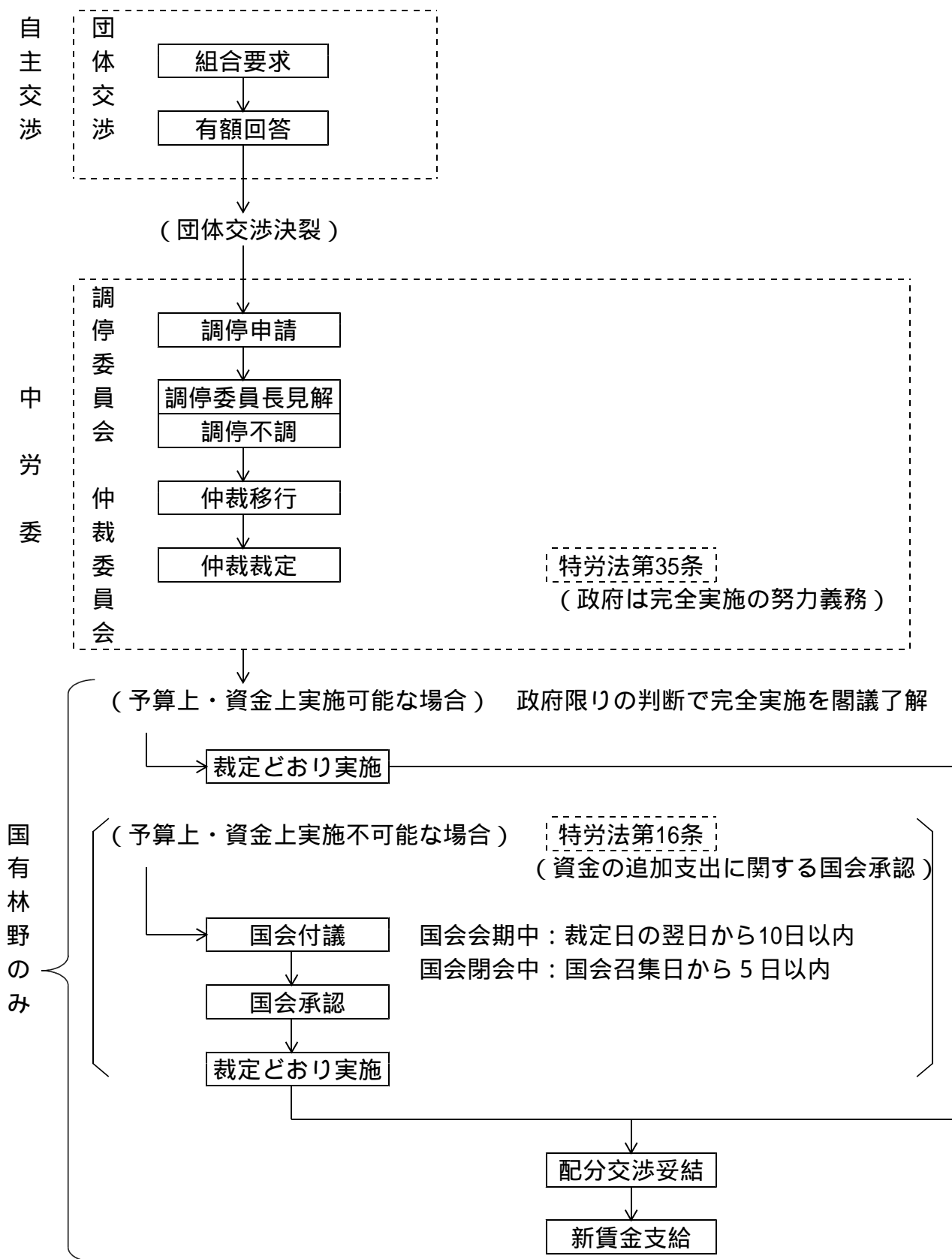
(2) 検察官

検察官に関しては、「検察官の俸給等に関する法律」により別途俸給が定められている。毎年の給与水準は「一般職の職員の給与に関する法律」に準じて決定。

近年の公務員給与改定の実施状況

年度	勧告日	改定率		実施 時期	取扱方針 閣議決定	給与法案 閣議決定	給与法	
		勧告	実施				国会提出	成立
56	8.7	5.23%	おおむね勧告どおり （期末・勤勉手当を凍結 調整手当は実施1年遅れ）	56.4.1 指定職・ 本省課長 等の職員 は57.4.1	11.27	12.28	12.21	12.22
57	8.6	4.58%	実施見送り		9.24			
58	8.5	6.47%	2.03%	58.4.1	10.21	11.11	11.11	11.28
59	8.10	6.44%	3.37%	59.4.1	10.31	12.11	12.12	12.21
60	8.7	5.74%	勧告どおり	60.7.1	11.8	12.6	12.6	12.20
61	8.12	2.31%	〃	61.4.1	10.21	10.31	10.31	12.19
62	8.6	1.47%	〃	62.4.1	10.23	12.1	12.1	12.11
63	8.4	2.35%	〃	63.4.1	10.25	11.22	11.22	12.21
元	8.4	3.11%	〃	元.4.1	11.2	11.28	11.29	12.8
2	8.7	3.67%	〃	2.4.1	11.9	12.11	12.12	12.18
3	8.7	3.71%	〃	3.4.1	11.19	12.9	12.9	12.17
4	8.7	2.87%	〃	4.4.1	10.23	11.10	11.30	12.10
5	8.3	1.92%	〃	5.4.1	10.8	10.26	10.26	11.5
6	8.2	1.18%	〃	6.4.1	10.4	10.21	10.21	10.28
7	8.1	0.90%	〃	7.4.1	9.26	10.13	10.13	10.20
8	8.1	0.95%	〃	8.4.1	9.20	11.29	11.29	12.5
9	8.4	1.02%	〃	9.4.1 指定職 職員は 10.4.1	11.14	11.26	11.26	12.3
10	8.12	0.76%	〃	10.4.1	9.25	10.2	10.2	10.9
11	8.11	0.28%	〃 指定職・ 本省課 長級職 員は見 送り	11.4.1	9.21	11.5	11.8	11.18
12	8.15	0.12%	〃（俸給改定なし）	12.4.1	9.19	10.6	10.6	11.14
13	8.8	0.08%	〃（俸給改定なし）	13.4.1	10.5	10.19	10.19	11.21
14	8.8	2.03%	〃	公布の日 の属する 月の翌月 の初日 (14.12.1)	9.27	10.18	10.18	11.15
15	8.8	1.07%	〃	〃 (15.11.1)	9.16	9.26	9.26	10.10
16	8.6	0.01%	〃（俸給改定なし）	16.10.28	9.10	10.12	10.12	10.27
17	8.15	0.36%	〃	公布の日 の属する 月の翌月 の初日 (17.12.1)	9.28	10.4	10.4	10.28
18	8.15	0.00%	〃（俸給改定なし）	19.4.1	10.17	10.27	10.27	11.10

特定独立行政法人等の給与決定過程



近年の（旧）国営企業における新賃金妥結状況

平成15年

1．郵政事業

平成15年3月～4月	有額回答要求書提出
4月下旬	あっせん申請、調停申請
5月下旬	調停不調、仲裁手続に移行
6月17日	仲裁裁定

2．印刷事業

平成15年4月上旬	有額回答要求書提出
5月上旬	調停申請
5月下旬	調停不調・仲裁手続に移行
6月17日	仲裁裁定

3．造幣事業

平成15年4月上旬	有額回答要求書提出
4月下旬	調停申請
5月下旬	調停不調・仲裁手続に移行
6月17日	仲裁裁定

4．林野事業

平成15年4月	有額回答要求書提出
5月中旬	調停申請
5月下旬	調停不調・仲裁手続に移行
6月17日	仲裁裁定

平成16年～18年

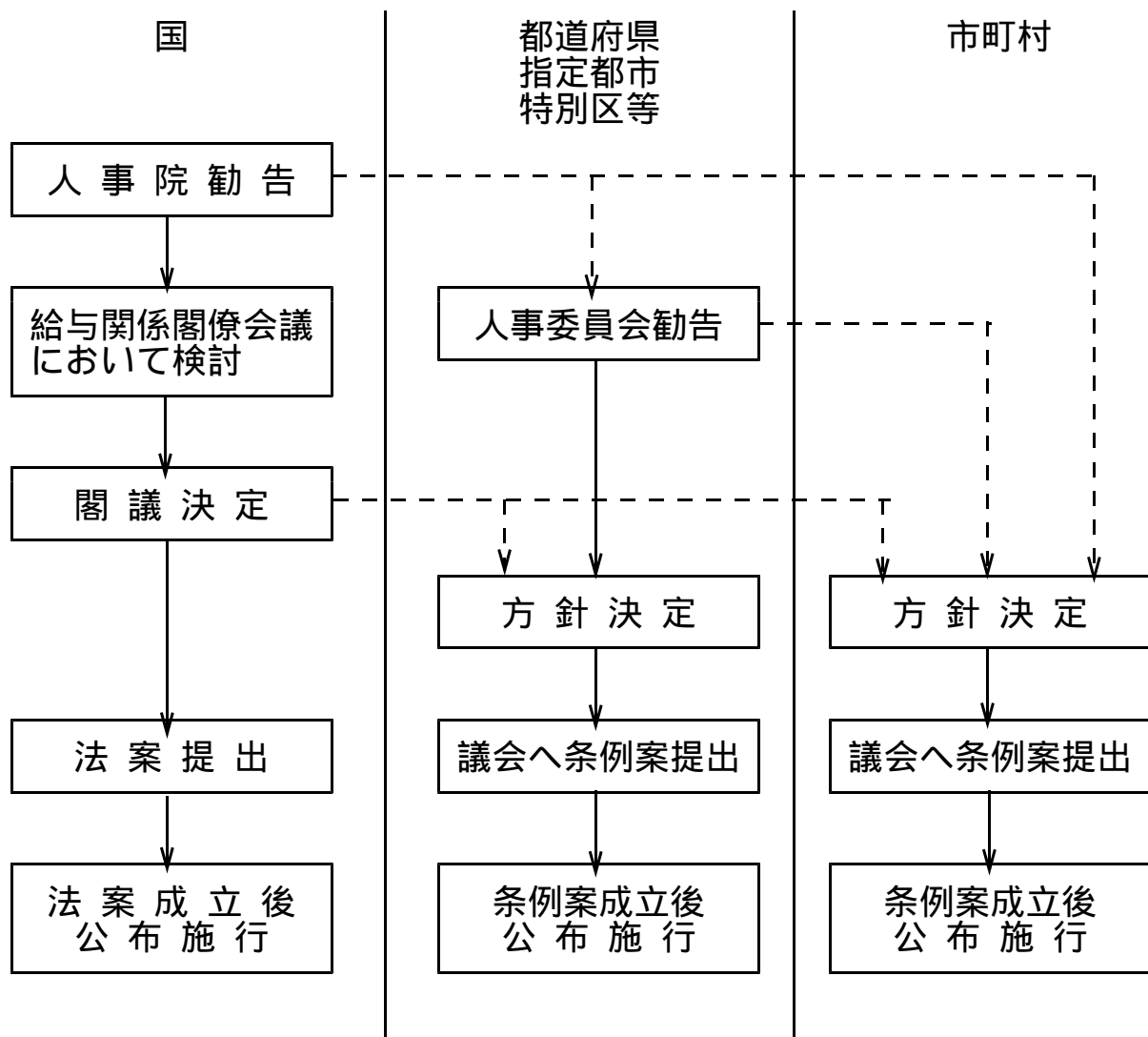
労使間の交渉による自主決着（改定なし）

非現業地方公務員の給与改定の手順

人事委員会が置かれている団体（都道府県、指定都市及び特別区等）においては、人事委員会の勧告（地公法第26条）等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。

人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。

いずれの場合においても、住民の代表で構成される議会の議決により、給与条例を改正することとなる（地公法第24条第6項）。



地方公営企業における給与決定過程

